

損害賠償及び和解に関する件

令和 7 年（2025 年）5 月 21 日提出

札幌市長 秋 元 克 広

本市は、下記により損害賠償の額を定め、訴訟上の和解をするものとする。

記

1 事件名

札幌地方裁判所
損害賠償請求事件

2 当事者

(1) 原告

札幌市在住者 2 名

(2) 被告

札幌市

3 事件の概要

(1) 市立中学校に在籍していた原告らの子（以下「当該生徒」という。）は、市立小学校の在籍時から 2 年以上にわたり他の生徒からいじめを受け、令和 3 年 10 月に自死した。

(2) 原告らは、令和 6 年 7 月 5 日、本市を被告として、原告らそれぞれに対し 32,436,836 円及びこれに対する当該生徒の死亡日の翌日から支払済みに至るまで年 3 分の割合の金員の支払を求める訴えを札幌地方裁判所に提起した。

(3) 札幌地方裁判所は、令和 7 年 4 月 7 日、原告ら及び本市に対して和解勧告を行った。

4 和解の概要

(1) 本市は、当該生徒が市立小学校の在籍時から長期にわたって他の生徒からいじめを受け、その後自死したことに関し、本市のいじめ防止措置が不十分であったことを認め、お詫びする。

(2) 本市は、原告らに対し、60,000,000円を支払う。

(理 由)

損害賠償請求事件について、損害賠償の額を定め、和解するため、本案を提出する。